

令和4年度

指定障害児入所施設設置者自主点検表（事業運営の手引き）

【福祉型障害児入所施設】

施設名	
所在市町村名	

※ 記載上の注意

各着眼点について、貴施設における前年度以降の状況を、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。  
また、特に補足することがある場合は、「確認結果」を記載してください。

指定障害児入所施設設置者自主点検表【福祉型障害児入所施設】

点検年月日	令和 年 月 日
点検担当者 職・氏名	

第1 基本方針

主眼事項	着眼点 (根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 一般原則	(1) 入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、指定入所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じているか。(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第50号。以下「条例」という。)第3条第1項、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。)第3条第1項)	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 運営規程 2 パンフレット 3 個別支援計画 4 ケース記録	
	(2) 障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立ったサービスの提供に努めているか。(条例第3条2項、省令第3条第2項)	<input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない	1 運営規程 2 パンフレット 3 個別支援計画 4 ケース記録	
	(3) 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。(条例第3条3項、省令第3条第3項)	<input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない	1 運営規程 2 パンフレット 3 個別支援計画 4 ケース記録 5 連携に係る記録	
	(4) 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。(条例第3条第4項、省令第3条第4項)	<input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない	1 運営規程 2 研修計画、研修実施記録 3 虐待防止関係書類 4 責任者の設置がわかる書類	
	(5) 指定障害児入所施設の指定の申請者は、法人となっているか。(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条の9第2項、条例第4条)	<input type="checkbox"/> 法人である <input type="checkbox"/> 法人でない	1 定款 2 運営規定	

第2 人員に関する基準

主眼事項	着眼点 (根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 従業員の数	<p>1 従業員の数について、次のいずれか該当する方法により、適正に算定されているか。 (条例第5条、省令第4条)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設 (条例第5条第1項・第2項、省令第4条第1項・第2項) ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては四の栄養士を、調理業務の全部を委託するしている福祉型障害児入所施設にあつては五の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 嘱託医 1以上</p> <p>二 看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童 (以下「自閉症児」という。) を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上 ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上</p> <p>三 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数 (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上) (2) 主として盲児 (強度の弱視児を含む。) 又はろうあ児 (強度の難聴児を含む。) (次条第一項において「盲ろうあ児」という。) を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に1を加えた数以上) (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上</p> <p>四 栄養士 1以上</p> <p>五 調理員 1以上</p> <p>六 児童発達支援管理責任者 1以上</p>	<p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p>	<p>1 労働条件通知書又は雇用契約書等</p> <p>2 資格証明書</p> <p>3 勤務計画表</p> <p>4 勤務実績記録</p> <p>5 タイムカード</p> <p>6 賃金台帳 ほか</p>	

	<p>3 2に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置いているか。 (条例第5条第2項、省令第4条第2項)</p> <p>※心理指導担当職員 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する認められる者でなければならない。 (条例第5条第3項、省令第4条第3項)</p>	<input type="checkbox"/> 基準を満たして配置している  <input type="checkbox"/> 基準を満たして配置していない	1 上記に同じ	
	<p>4 2（嘱託医を除く）及び3に規定する従業者は、専ら当該施設の職務に従事するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、2四の栄養士及び2五の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 (条例第5条第4項、省令第5条第4項)</p>	<input type="checkbox"/> 基準を満たして配置している  <input type="checkbox"/> 基準を満たして配置していない	1 上記に同じ	

第3 設備に関する基準

主眼事項	着眼点 (根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 設備	<p>1 居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けているか。 ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。</p> <p>(条例第6条第1項、省令第5条第1項)</p>	<input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない	<p>1 平面図 (現地確認) 2 運営規程、重要事項説明書</p>	
	<p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、1に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けているか。</p> <p>一 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備 (以下この項において「職業指導に必要な設備」という。)</p> <p>二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p> <p>四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(条例第6条第2項、省令第5条第2項)</p>	<input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない	<p>1 平面図 (現地確認) 2 運営規程、重要事項説明書</p>	
	<p>3 1の居室の基準は、次のとおりとなっているか。 (条例第6条第3項、省令第5条第3項)</p> <p>一 一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>二 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>三 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。</p> <p>※平成23年6月17日において現に存する旧指定知的障害児施設等 (知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。) であつて、新法による指定を受けたものとみなされたもの (同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。) については次のとおりとする。</p>	<input type="checkbox"/> 基準どおりになっている <input type="checkbox"/> 基準どおりになっていない	<p>1 平面図 (現地確認) 2 運営規程、重要事項説明書</p>	

	(条例附則第2条、省令附則第2条) 一 一の居室の定員は、15人以下とすること。 二 障害児1人当たりの床面積は、3.3平方メートル以上とすること。 三 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。			
4	主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかなものとしているか。 (条例第6条第4項、省令第5条第4項)	<input type="checkbox"/> 基準どおりになっている <input type="checkbox"/> 基準どおりになっていない	1 平面図（現地確認） 2 運営規程、重要事項説明書	
5	1及び2に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、1及び2に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 (条例第6条第5項、省令第5条第5項)	<input type="checkbox"/> 基準どおりになっている <input type="checkbox"/> 基準どおりになっていない	1 平面図（現地確認） 2 運営規程、重要事項説明書	

第4 運営に関する基準

主眼事項	着眼点 (根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者 (以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、条例第35条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について書面により当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p style="text-align: right;">(条例第7条第1項、省令第6条第1項)</p> <p>※ サービスの選択に必要な重要事項</p> <p>① 運営規程の概要</p> <p>② 従業者の勤務体制</p> <p>③ 事故発生時の対応</p> <p>④ 苦情解決の体制 等</p> <p>※ 同意は、利用申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。</p> <p>※ 運営規程と重要事項説明書の不一致に注意すること。</p> <p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p style="text-align: right;">(条例第7条第2項、省令第6条第2項)</p> <p>※ 利用契約の成立時の書面に記載する事項 (社会福祉法第77条第1項)</p> <p>① 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容</p> <p>③ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 福祉サービスの提供開始年月日</p> <p>⑤ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p>	<p><input type="checkbox"/>適切に行っている</p> <p><input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 運営規程</p> <p>2 重要事項説明書及び同意書</p> <p>3 パンフレット</p> <p>4 契約書</p>	
		<p><input type="checkbox"/>交付している</p> <p><input type="checkbox"/>交付していない</p>	<p>1 契約書</p> <p>2 重要事項説明書</p>	
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。</p> <p style="text-align: right;">(条例第8条、省令第7条)</p> <p>※ 正当な理由がある場合・拒んでいる場合の理由</p> <p>1 利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>2 入院治療の必要がある場合</p> <p>3 当該施設が提供する指定入所支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な支援を提供することが困難な場合 等</p>	<p><input type="checkbox"/>拒んでいない</p> <p><input type="checkbox"/>拒んでいる</p> <p>拒んでいる場合の理由</p>	<p>1 拒んでいる場合は、その理由の詳細を確認</p>	

3	あっせん、調整及び要請に対する協力	サービス利用について、都道府県（政令指定都市及び児童相談所設置市）が行うあっせん、調整及び要請に、できる限り協力しているか。  (条例第9条、省令第8条)	<input type="checkbox"/> 協力している <input type="checkbox"/> 協力していない	1 あっせん、調整及び要請に関する記録等	
4	サービス提供困難時の対応	利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。  (条例第10条、省令第9条)	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 相談記録 2 連絡調整及び紹介に関する記録等	
5	受給資格の確認	サービスの提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。  (条例第11条、省令第10条) ※ 受給者証の更新の都度、同意を得てコピーし、保存することが望ましい。原本を保管しないこと。	<input type="checkbox"/> 確かめている <input type="checkbox"/> 確かめていない	1 受給者証（写）	
6	障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 入所給付決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (条例第12条第1項、省令第11条第1項)	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 相談記録等	
		(2) 給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、必要な援助（申請勧奨等）を行っているか。  (条例第12条第2項、省令第11条第2項)	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	1 相談記録等	
7	心身の状況等の把握	サービスの提供に当たり、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  (条例第13条、省令第12条)	<input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない	1 心身状況等に関する課題分析結果	
8	居住地の変更が見込まれる者への対応	入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合にあっては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。  (条例第14条第1項、省令第13条第1項)	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 連絡調整に関する記録等	
9	入退所の記録の記載等	(1) 入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。  (条例第15条第1項、省令第14条第1項)	<input type="checkbox"/> 記載している <input type="checkbox"/> 記載していない	1 受給者証（写）	
		(2) 入所受給者証記載事項を遅滞なく知事に対し報告しているか。  (条例第15条第2項、省令第14条第2項)	<input type="checkbox"/> 報告している <input type="checkbox"/> 報告していない	1 サービス提供記録 2 連絡調整に関する記録等	
		(3) 入所している障害児の数の変動が見込まれる場合にあっては、速やかに知事に報告しなければならない。  (条例第15条第3項、省令第14条第3項)	<input type="checkbox"/> 報告している <input type="checkbox"/> 報告していない	1 サービス提供記録 2 連絡調整に関する記録等	



10 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 (条例第16条第1項、省令第15条第1項) ※ サービス提供記録に必要な事項 ① 指定入所支援の提供日 ② 提供したサービスの具体的内容 ③ 利用者負担額等に係る必要な事項	<input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない	1 サービス提供記録 2 サービス提供実績記録票	
	(2) サービス提供の記録に際し入所給付決定保護者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 (条例第16条第2項、省令第15条第2項)	<input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない	1 サービス提供記録 2 サービス提供実績記録票	
11 入所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等	(1) 入所給付決定保護者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の用途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (条例第17条第1項、省令第16条第1項) ※ 曖昧な名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。	<input type="checkbox"/> 限られている <input type="checkbox"/> 限られていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 契約書、重要事項説明書 2 費用に関する請求書(控)・領収書(控)	
	(2) 金銭の支払を求める際は、書面により当該金銭の用途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。(ただし、12の(1)から(3)についてはこの限りではない。) (条例第17条第2項、省令第16条第2項)	<input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 契約書、重要事項説明書 2 同意書(又は同意が客観的に確認できるもの) 3 費用に関する請求書(控)・領収書(控)	
12 入所利用者負担額の受領	(1) 指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。(負担額が生じる場合は必ず受領すること。) (条例第18条第1項、省令第17条第1項)	<input type="checkbox"/> 受領している <input type="checkbox"/> 受領していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 請求書(控)・領収証(控) 2 受給者証(控)、利用者負担に関する台帳	
	(2) 法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けているか。 (条例第18条第2項、省令第17条第2項) ※法定代理受領を行っていない場合は、その理由を確認すること。	<input type="checkbox"/> 受領している <input type="checkbox"/> 受領していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 請求書(控)・領収証(控)	

12 入所利用者 負担額の受領	<p>(3) (1) 及び (2) のほか、提供した便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けているか。 (条例第18条第3項、省令第17条第3項)</p> <p>一 食事の提供に要する費用及び光熱水費 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>① 障害児及び通所給付決定保護者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用 (例：歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等) ② 障害児及び通所給付決定保護者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用 (例：クラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等)</p> <p>の支払を受けることとし、障害児入所給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払いを受けることは認められない。</p> <p>※ 食事の提供に要する費用 (食費) について 食費については、実費相当額 (契約に基づく額) を徴収できる。 なお、具体的な取扱いについては、「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針 (平24厚労告231)」を参照すること。</p> <p>※ お世話料、管理協力費等のあやふやな名目による費用の徴収や、全ての利用者に対して一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。 なお、具体的な取扱いについては、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて (平24障発0330第31号)」を参照すること。</p>	<input type="checkbox"/> 支払を受けている <input type="checkbox"/> 支払を受けていない <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>1 契約書、重要事項説明書 2 運営規程 3 請求書 (控)・領収証 (控)</p>	
	<p>(4) (1) から (3) の費用の額の支払を受けた場合は、入所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を交付しているか。 (条例第18条第4項、省令第17条第5項)</p>	<input type="checkbox"/> 交付している <input type="checkbox"/> 交付していない <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>1 領収証 (控)</p>	
	<p>(5) (3) のサービス提供に当たり、通所給付決定保護者に対しあらかじめ当該便宜の内容及び費用について説明し、同意を得ているか。 (条例第18条第5項、省令第17条第6項)</p>	<input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない	<p>1 契約書、重要事項説明書 2 同意書 (同意が客観的に確認できるもの等)</p>	

13 入所利用者負担額に係る管理	(1) 入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額を算定しているか。 (条例第19条、省令第18条)	<input type="checkbox"/> 適正に管理している <input type="checkbox"/> 適正に管理していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 上限額管理依頼書 2 上限額管理関係書類 3 受給者証	
	(2) これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を知事に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。 (条例第19条、省令第18条)	<input type="checkbox"/> 報告等をしている <input type="checkbox"/> 報告等をしていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 利用者負担上限額管理結果票	
14 障害児入所給付費の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により障害児入所給付費の支給をうけた場合は、入所給付決定保護者に対し、その額を通知しているか。 (条例第20条第1項、省令第19条第1項)	<input type="checkbox"/> 通知している <input type="checkbox"/> 通知していない	1 通知書控	
	(2) 入所給付決定保護者から法定代理受領を行わないサービスの費用の額の支払を受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他(利用者が都道府県に障害児通所給付費の請求をする上で)必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。 (条例第20条第2項、省令第19条第2項) ※法定代理受領を行っていない場合は、その理由を確認すること。	<input type="checkbox"/> 交付している <input type="checkbox"/> 交付していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 サービス提供証明書 控	
15 指定入所支援の取扱方針	取扱方針は次に掲げるところとなっているか。 (条例第21条、省令第20条) ①施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものにならないよう配慮したものとなっているか。 ②従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 ③施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/> 取扱方針は左記の基本方針に沿ったものとなっている <input type="checkbox"/> 取扱方針は左記の基本方針に沿ったものとなっていない	1 運営規程、重要事項説明書、パンフレット 2 入所支援計画書、サービス提供記録 3 心身状況等に関する課題分析結果 4 各種会議録 5 サービス提供の評価結果	
16 指定入所支援計画の作成	(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 (条例第22条第1項、省令第21条第1項)	<input type="checkbox"/> 担当させている <input type="checkbox"/> 担当させていない	1 入所支援計画書 2 計画作成に関する会議録	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 (条例第22条第2項、省令第21条第2項)	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 アセスメント等の記録 2 計画作成に関する会議録	

<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児との面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び当該障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(条例第22条第3項、省令第21条第3項)</p>	<p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 アセスメント等の記録</p>	
<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>(条例第22条第4項、省令第21条第4項)</p>	<p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 入所支援計画書 2 計画作成に関する会議録</p>	
<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の入所支援計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>(条例第22条第5項、省令第21条第5項)</p>	<p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 計画作成に関する会議録</p>	
<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明を行い、書面によりその同意を得ているか。</p> <p>(条例第22条第6項、省令第21条第6項)</p>	<p><input type="checkbox"/>同意を得ている <input type="checkbox"/>同意を得ていない</p>	<p>1 同意書（又は同意が客観的に確認できるもの） 2 入所支援計画書</p>	
<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。</p> <p>(条例第22条第7項、省令第21条第7項)</p>	<p><input type="checkbox"/>交付している <input type="checkbox"/>交付していない</p>		
<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(条例第22条第8項、省令第21条第8項)</p>	<p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 入所支援計画書 2 計画作成に関する会議録 3 モニタリングの記録</p>	
<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、入所給付決定保護者に対し継続的に連絡を行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>(条例第22条第9項、省令第21条第9項)</p> <p>① 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 ② 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 入所支援計画書 2 モニタリングの記録</p>	
<p>(10) 入所支援計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(条例第22条第10項、省令第21条第10項)</p>	<p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 入所支援計画書 2 計画作成に関する会議録 3 モニタリングの記録</p>	

17 児童発達支援管理責任者の責務	<p>児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成のほか、次に掲げる業務を行っているか。 (条例第23条、省令第22条)</p> <p>①18の検討及び必要な援助並びに19の相談及び援助を行うこと。 ②他の従業者に対して、指定入所支援の提供に係る技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	<p>1 サービス提供記録 2 各種会議録、研修記録</p>	
18 検討等	<p>障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。 (条例第24条、省令第23条)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	<p>1 サービス提供記録 2 各種会議録、研修記録</p>	
19 相談・援助	<p>常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 (条例第25条、省令第24条)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	<p>1 サービス提供記録 2 相談記録等</p>	
20 指導・訓練	<p>(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 (条例第26条第1項、省令第25条第1項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	<p>1 入所支援計画書 2 サービス提供記録</p>	
	<p>(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。 (条例第26条第2項、省令第25条第2項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	<p>1 入所支援計画書 2 サービス提供記録</p>	
	<p>(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。 (条例第26条第3項、省令第25条第3項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	<p>1 入所支援計画書 2 サービス提供記録</p>	
	<p>(4) 常時1人以上の従事者を指導、訓練等に従事させているか。 (条例第26条第4項、省令第25条第4項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	<p>1 入所支援計画書 2 サービス提供記録 3 勤務計画表 4 勤務実績記録 5 タイムカード 6 貸金台帳</p>	
	<p>(5) 障害児に対して、入所給付決定保護者の負担により、当該施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。 (条例第26条第5項、省令第25条第5項)</p>	<input type="checkbox"/> 受けさせていない <input type="checkbox"/> 受けさせている	<p>1 勤務実績記録</p>	
21 食事	<p>(1) 食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。 (条例第27条第1項、省令第26条第1項、2項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	<p>1 献立表等関係帳簿 2 委託契約書(外部委託の場合)</p>	

21 食事	<p>&lt;県条例関係&gt;</p> <p>【地産地消について】</p> <p>食の安全の確保や地場産品の消費拡大の観点から、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を図っているか。(条例第27条第2項)</p>	<input type="checkbox"/> 配慮している <input type="checkbox"/> 配慮していない	1 献立表等 2 給食会議録 3 地産地消への取組方針	
	<p>(3) あらかじめ作成された献立に従って調理を行っているか。  (条例第27条第3項、省令第26条第3項)</p>	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	1 献立表等関係帳簿	
	<p>(4) 障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。  (条例第27条第4項、省令第26条第4項)</p>	<input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない	1 献立表等関係帳簿	
22 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。  (省令第27条第1項)</p> <p>&lt;県条例関係&gt;</p> <p>教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めているか。  (条例第28条第1項)</p> <p>【社会生活への配慮について】</p> <p>充実した日常生活につながるよう、利用者の要望を考慮し、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めているか。</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 行事に関する記録 2 利用者アンケート等	
	<p>(2) 障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。  (条例第28条第2項、省令第27条第2項)</p>	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 サービス提供記録 2 相談記録等	
	<p>(3) 常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  (条例第28条第3項、省令第27条第3項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に努めている <input type="checkbox"/> 適切に努めていない	1 入所支援計画書 2 サービス提供記録 3 家族との連携の記録	
23 健康管理	<p>(1) 常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。  この場合において、定期健康診断は、少なくとも一年に二回は行うものとする。  (条例第29条第1項、省令第28条第1項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 健康チェック記録 2 健康診断結果表	

23 健康管理	<p>(2) 施設は、(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>この場合において、事業者はそれぞれ同表の左欄に健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="353 311 1339 430"> <tr> <td data-bbox="353 311 846 391">児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td> <td data-bbox="846 311 1339 391">入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 391 846 430">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="846 391 1339 430">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>(条例第29条第2項、省令第28条第2項)</p> <p>(3) 従業員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払って行っているか。</p> <p>(条例第29条第3項、省令第28条第3項)</p>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<input type="checkbox"/> 適切に把握している <input type="checkbox"/> 適切に把握していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 健康診断結果表	
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断							
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断							
24 緊急時等の対応	<p>従業員は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じているか。(条例第30条、省令第29条)</p> <p>※職員会議、掲示板等の方法によりあらかじめ従業員に対し、緊急時の対応方法に関して周知を図ること。</p>	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 緊急時対応マニュアル 2 職員への周知に関する資料等 3 緊急対応時の記録					
25 障害児の入院期間中の取扱い	<p>病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。</p> <p>(条例第31条、省令第30条)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 入所支援計画書 2 サービス提供記録					
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金(＝児童手当)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <p>(条例第32条、省令第31条)</p> <p>一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。</p> <p>二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 金銭管理に係る記録等					
27 入所給付決定保護者に関する通知	<p>障害児に係る入所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を知事に通知しているか。</p> <p>(条例第33条、省令第32条)</p>	<input type="checkbox"/> 通知している <input type="checkbox"/> 通知していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 通知書控					

28 管理者による管理等	<p>(1) 施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 (条例第34条第1項、省令第33条第1項)</p> <p>※ 基準第33条第1項は、指定福祉型障害児入所施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定福祉型障害児入所施設の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該指定福祉型障害児入所施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。(平24障発0330第13第三の3(28))</p> <p>(I) 当該指定福祉型障害児施設の従業者としての職務に従事する場合 (II) 当該指定福祉型障害児入所施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定福祉型障害児入所施設の管理業務に支障がないと認められる場合</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 組織体制図 2 職務分担表 3 業務日誌等 4 職員会議録	
	<p>(2) 管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (条例第34条第2項、省令第33条第2項)</p> <p>※ 同条第2項は、指定福祉型障害児入所施設の管理者の責務として、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者の管理及び当該施設の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に基準第2章第3節(運営に関する基準)を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。(平24障発0330第13第三の3(28))</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 組織体制図 2 職務分担表 3 業務日誌等	
	<p>(3) 管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 (条例第34条第3項、省令第33条第3項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 組織体制図 2 職務分担表 3 業務日誌等	
29 運営規程	<p>次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (条例第35条、省令第34条)</p> <p>① 目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務の内容  ③ 入所定員</p> <p>※ 入所定員は、施設において同時に指定入所支援の提供を受けることができる入所者の数の上限をいうものであること。(平24障発0330第13第三の3(29))</p>	<input type="checkbox"/> 適切に定めている <input type="checkbox"/> 適切に定められていない	1 運営規程 2 契約書、重要事項説明書	



<p>29 運営規程</p>	<p>④ 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>※ 「指定入所支援の内容」については、指導、訓練はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。また、「入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第17条第3項第1号により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指すものである。(平24障発0330第13号第三の3(29))</p> <p>⑤ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>※ 障害児が指定入所支援の提供を受ける際に、障害児及び入所給付決定保護者が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。</p> <p>(平24障発0330第13号第三の3(29))</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑦ 非常災害対策</p> <p>※ 省令第37条(条例第38条)に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。</p> <p>(平24障発0330第12号第三の3(29))</p> <p>⑧ 主として入所させる障害児の障害の種類</p> <p>※ 障害種別にかかわらず障害児を受け入れることを基本とするが、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、あらかじめ、主として入所させる障害児の種類を定めること。なお、当該対象以外の者からサービス利用の申込みがあった場合、当該障害児に対し指定入所支援の提供に支障がない場合は、応諾義務が課せられるものである。(平24障発0330第13号第三の3(29))</p> <p>⑨ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項</p> <p>※ 「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(H17.10.20当職通知)により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定福祉型障害児入所施設においても、障害児に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 虐待防止に関する責任者の設置</li> <li>イ 苦情解決体制の整備</li> <li>ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)</li> <li>エ 基準第42条第2項第1号の虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること等を指すものであること。(平24障発0330第13号第三の3(29))</li> </ul>	<p>適切に定められていない内容</p> <p>重要事項説明書やサービス提供の実態と整合していない内容</p>		
----------------	---	---	--	--

29 運営規程	<p>⑩ その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>※ 苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくこと。</p> <p>&lt;県条例関係&gt;</p> <p>【虐待防止について】</p> <p>○「虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項」を運営規程に定めているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 定めている</p> <p><input type="checkbox"/> 定めていない</p>		
30 勤務体制の確保等	<p>(1) 障害児に対し、適切なサービスが提供できるよう、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(条例第36条第1項、省令第35条第1項)</p> <p>※ 原則として、月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。(平24障発0330第13号第三の3(30))</p>	<p><input type="checkbox"/> 勤務体制を定めている</p> <p><input type="checkbox"/> 勤務体制を定めていない</p>	<p>1 雇用契約書、労働条件通知書</p> <p>2 事務分担表</p> <p>3 勤務計画表</p>	
	<p>(2) 施設の従業員によって指定入所支援を提供しているか。</p> <p>ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(条例第36条第2項、省令第35条第2項)</p> <p>※ ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等も可能。</p> <p>(平24障発0330第13号第三の3(30))</p>	<p><input type="checkbox"/> 当該事業所の従業員がサービス提供を行っている</p> <p><input type="checkbox"/> 第三者への委託等がある</p> <p>→外部委託をしている場合</p> <p><input type="checkbox"/> 委託業務が適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 委託業務が適切でない</p>	<p>1 勤務計画表</p> <p>2 雇用契約書、労働条件通知書</p> <p>3 勤務実績記録</p> <p>4 タイムカード</p> <p>5 賃金台帳</p> <p>6 委託契約書</p>	
	<p>(3) 施設は、従業員の資質の向上のためにその研修の機会を確保しているか。</p> <p>(条例第36条第3項、省令第35条第3項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に行っている</p> <p><input type="checkbox"/> 適切に行っていない</p>	<p>1 研修計画</p> <p>2 研修記録</p>	
	<p>(4) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(条例第36条第3項、省令第35条第3項)</p> <p>※ セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。</p> <p>※ 障害児による従業員に対する問題行動については、従業員の就業環境が害されることを防止するため、従業員からの相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じることが望ましい。さらに、障害児の問題行動が軽減し、障害児の心身が健やかに成長・発育等するよう支援をしていく音が必要であることに留意すること。</p> <p>※ 事業者が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>事業者が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2厚告5。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているが、以下の内容に特に留意すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない</p>	<p>1 ハラスメントの防止のための指針</p> <p>2 講じている措置(対応)の確認</p>	

	<p>① 事業者の方針等の明確化及びその内容の周知・啓発</p> <p>② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業者が講じることが望ましい取り組みの例（パワーハラスメント指針）</p> <p>① 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>② 被害者への配慮のための取組</p> <p>③ 被害防止のための取組</p> <p style="text-align: right;">（平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3(30)）</p>			
31 業務継続計画の策定等	<p>（1）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p style="text-align: right;">（条例第 3 6 条の 2 第 1 項、省令第 3 5 条の 2 第 1 項）</p> <p>※ 業務継続計画には以下の項目を記載すること（平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3(31)）</p> <p>① 感染症に係る業務継続計画</p> <p>ア 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>イ 初動対応</p> <p>ウ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>② 災害に係る業務継続計画</p> <p>ア 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の 対策、必要品の備蓄等）</p> <p>イ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>ウ 他施設及び地域との連携</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要な措置を講ずるよう努めている</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な措置を講ずるよう努めていない</p>	1 業務継続計画	
	<p>（2）事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年 1 回以上）に実施するよう努めているか。</p> <p style="text-align: right;">（条例第 3 6 条の 2 第 2 項、省令第 3 5 条の 2 第 2 項）</p> <p>※ 研修については、定期的（年 1 回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の内容についても記録すること。</p> <p>※ 訓練については、業務継続計画に基づき定期的（年 1 回以上）に実施するものとする。</p> <p>※ 研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p style="text-align: right;">（平 24 障発 0330 第 13 号第三の 3(31)）</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施するよう努めている</p> <p><input type="checkbox"/> 実施するよう努めていない</p>	1 会議記録 2 研修及び訓練計画、実施記録	
	<p>（3）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。</p> <p style="text-align: right;">（条例第 3 6 条の 2 第 3 項、省令第 3 5 条の 2 第 3 項）</p>	<p><input type="checkbox"/> 行うよう努めている</p> <p><input type="checkbox"/> 行うよう努めていない</p>	1 業務継続計画 2 会議記録	

32 定員の遵守	<p>入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはいないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (条例第37条、省令第36条)</p> <p>※次に該当する入所定員を超えた受入については、適正なサービス提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存する場合に限り、可能である。(平24障発0330第13号第三の3(32))</p> <p>① 1日当たりの障害児の数が次のいずれかに該当する場合 ア 入所定員が50人以下の場合 1日の障害児の数(措置児童を含む。以下同じ。)が「入所定員×110/100」以下 イ 利用定員が51人以上の場合 1日の障害児の数が「(入所定員-50)×5/100+5」以下</p> <p>② 過去3月間の障害児の数 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、「入所定員×開所日数×105/100」以下</p>	<p><input type="checkbox"/>利用定員を超えていない <input type="checkbox"/>利用定員を超えている →<input type="checkbox"/>適正なサービス提供が行われている <input type="checkbox"/>適正なサービス提供が行われていない</p> <p>→<input type="checkbox"/>1日当たりの利用者数が受入者数の範囲内を超えている <input type="checkbox"/>1日当たりの利用者数が受入者数の範囲内である</p> <p>→<input type="checkbox"/>過去3月間の利用者数が受入者数の範囲内である <input type="checkbox"/>過去3月間の利用者数が受入者数の範囲を超えている</p>	<p>1 業務日誌 2 サービス提供記録等 3 日々の利用者数及び月間の利用者数が確認できる書類</p>	
33 非常災害対策	<p>【防災・非常災害対策について】非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、非常災害時には、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。</p>			
	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 (条例第38条第1項、省令第37条第1項)</p>	<p><input type="checkbox"/>設けている <input type="checkbox"/>設けていない</p>	<p>1 消火設備等 2 点検記録 3 現地確認</p>	
	<p>(2) <u>利用者(入所者)の障害の状態及び地域の自然的、社会的条件を踏まえ、想定される災害の種類ごとに、その規模及び想定される被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定しているか。</u> (条例第38条第2項、省令第37条第1項) &lt;県条例関係&gt;下線部分(非常災害対策について以下同じ)</p>	<p><input type="checkbox"/>策定している <input type="checkbox"/>策定していない</p>	<p>1 非常災害対応等の計画</p>	

33 非常災害対策	(3) 非常災害時には、地域の消防機関等への通報及び関係者との連絡体制を整備し、全ての従業者がその内容を熟知できるよう周知しているか。(条例第38条第2項、省令第37条第1項)	<input type="checkbox"/> 整備・周知している <input type="checkbox"/> 整備・周知していない	1 災害時通報連絡網 2 関係機関通報リスト 3 職員会議録	
	(4) 前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行っているか。 (条例第38条第3項、省令第37条第2項) ※児童発達支援センターについては、少なくとも毎月1回行わなければならない。(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年岡山県条例第47号)第6条第4項)	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 訓練実施記録	
	(5) 非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、(4)の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 (条例第38条第4項)	<input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない	1 協力機関リスト 2 関係機関との協議記録	
	(6) 非常災害時には、地域の障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者を受け入れる等の支援に努めているか。 (条例第38条第5項)	<input type="checkbox"/> 配慮している <input type="checkbox"/> 配慮していない	1 非常災害対応等の計画等	
34 衛生管理等	(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (条例第39条第1項、省令第38条第1項) ※ 施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意するものとする。(平24障発0330第13号第三の3(34)) ① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適正な措置を講じること。 ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	<input type="checkbox"/> 必要な管理を行っている <input type="checkbox"/> 必要な管理を行っていない	1 講じている措置(対応)の確認 2 衛生管理マニュアル 3 インフルエンザ対応マニュアル等	
	(3) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努めているか。 (条例第39条第1項、省令第38条第1項)	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講ずるよう努めている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講ずるよう努めていない	1 委員会に関する書類 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針	

34 衛生管理等	<p>① 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>※ 感染対策の知識を有するものを含む、幅広い職種により構成し、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。専任の感染対策担当者（看護師であることが望ましい。）を決めておくことが必要。</p> <p>委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>② 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>※ 研修については、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録すること。</p> <p>※ 訓練については、年2回以上行うことが必要である。</p>		3 研修及び訓練計画、実施記録	
	<p>(3) 障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。 (条例第39条第3項、省令第38条第3項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	1 入所支援計画書 2 サービス提供記録	
35 協力医療機関等	<p>(1) 障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 (条例第40条第1項、省令第39条第1項)</p> <p>※ 協力医療機関は事業所から近距離にあることが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/> 協力医療機関を定めている <input type="checkbox"/> 協力医療機関を定めていない	1 契約書	
	<p>(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 (条例第40条第2項、省令第39条第2項)</p>	<input type="checkbox"/> 協力歯科医療機関を定めている <input type="checkbox"/> 協力歯科医療機関を定めていない	1 契約書	
36 掲示	<p>(1) 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (条例第41条1項、省令第40条1項)</p>	<input type="checkbox"/> 掲示している <input type="checkbox"/> 掲示していない	1 重要事項の掲示状況の確認	
	<p>(2) 前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (条例第41条2項、省令第40条2項)</p>			
37 身体拘束等の禁止	<p>(1) サービス提供にあたっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはいないか。 (条例第42条第1項、省令第41条第1項)</p>	<input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている（ことがある） <input type="checkbox"/> 該当なし	1 身体拘束等廃止に向けたマニュアル等 2 関係記録	

37 身体拘束等の禁止	<p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。(条例第42条第2項、省令第41条第2項)</p>	<input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 関係記録	
	<p>(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。(条例第42条第3項、省令第41条第3項)</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>※ 委員会は、施設に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。構成員には第三者や専門家を活用することが望ましく、法人単位での委員会設置も可能。</p> <p>※ 少なくとも年に1回開催することが望ましいが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>※ 具体的な対応は、次のようなことが想定されている。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること</p> <p>イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること</p> <p>ウ 委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その結果について検証すること</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>※ 指針には次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本事項</p> <p>エ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本指針</p> <p>カ 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的(年1回以上)な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録すること。</p> <p>※ 他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合でも差し支えない。</p>	<input type="checkbox"/> 措置を講じている <input type="checkbox"/> 措置を講じていない	<p>1 委員会に関する書類</p> <p>2 身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>3 研修及び訓練計画、実施記録</p>	

<p>38 虐待等の禁止</p>	<p>(1) 障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (条例第43条第1項、省令第42条1項)</p> <p>※児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</li> <li>二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</li> <li>三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</li> <li>四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/>行っていない <input type="checkbox"/>行っている (ことがある)</p>	<p>1 虐待防止マニュアル等 2 関係記録</p>	
	<p>(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 (条例第43条第2項、省令第42条2項)</p> <p>① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができる) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>※ 虐待防止委員会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 虐待防止のための計画づくり</li> <li>イ 虐待防止のチェックとモニタリング</li> <li>ウ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討</li> </ul> <p>※ 委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者 (必置) を決めておくことが必要。構成員には、利用者やその家族、専門家等も加えることが望ましく、法人単位での委員会設置も可能。</p> <p>※ 少なくとも年に1回開催することが望ましいが、身体拘束等適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>※ 具体的な対応は、次のようなことが想定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 虐待 (不適切な対応事例を含む) が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること</li> <li>イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること</li> <li>ウ 委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること</li> <li>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること</li> <li>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること</li> <li>カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p>	<p>1 委員会に関する書類 2 虐待防止のための指針</p>	



38 虐待等の禁止	<p>キ 再発防止策を講じた後に、その結果について検証すること</p> <p>※ 次のような項目を定めた、「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 施設における虐待防止に関する基本的な考え方</p> <p>イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 虐待発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>② 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>※ 委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的（年1回以上）な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録すること。</p> <p>③ ①②の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない  <input type="checkbox"/> 担当者を置いている <input type="checkbox"/> 担当者を置いていない	<p>1 研修計画、実施記録</p> <p>1 担当者の設置がわかる書類</p>	
	<p>&lt;県条例関係&gt;</p> <p>(3) (1) の虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しているか。 (条例第43条第3項)</p>	<input type="checkbox"/> 協力している <input type="checkbox"/> 協力していない	<p>1 関係記録</p>	
39 懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときに、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。 (条例第44条、省令第43条)</p>	<input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている（ことがある） <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>1 関係記録</p>	
40 秘密保持	<p>(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (条例第45条第1項、省令第44条第1項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に配慮している <input type="checkbox"/> 適切に配慮していない	<p>1 就業規則</p> <p>2 採用時の誓約書等</p>	
	<p>(2) 施設は、従業者又は管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 (条例第45条第2項、省令第44条第2項)</p> <p>※ 施設に対して、過去に従業者及び管理者であつた者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密の保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。 (平24障発0330第13号第三の3(40))</p>	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない	<p>1 講じている措置（対応）の確認</p> <p>2 就業規則</p> <p>3 採用時の誓約書等</p>	
	<p>(3) 指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意（包括的な同意で可）を得ているか。 (条例第45条第3項、省令第44条第3項)</p>	<input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない	<p>1 書面、同意書（又は同意が客観的に確認できるもの）</p>	

41 情報の提供等	(1) 入所しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に入所できるように、当該施設が実施する事業の内容に関する情報の提供に努めているか。 (条例第46条第1項、省令第45条第1項)	<input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない	1 パンフレット 2 その他情報提供に関する資料等	
	(2) 当該施設について広告をする場合、その内容は虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。 (条例第46条第2項、省令第45条第2項)	<input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な表現はない <input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な表現がある	1 パンフレット、その他広告に関する資料等	
42 利益供与等の禁止	(1) 障害児相談支援事業を行う者、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (条例第47条第1項、省令第46条第1項)	<input type="checkbox"/> 供与していない <input type="checkbox"/> 供与している		
	(2)、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。 (条例第47条第2項、省令第46条第2項)	<input type="checkbox"/> 收受していない <input type="checkbox"/> 收受している		
43 苦情解決	(1) その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。 (条例第48条第1項、省令第47条) ※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。なお、当該措置の概要については、入所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。(平24障発0330第13号第三の3(42))	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない	1 苦情解決処理に関する規程等 2 重要事項説明書	
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (条例第48条第2項、省令第47条第2項) ※ 苦情に対し施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（施設が提供したサービスとは関係ないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。(平24障発0330第13号第三の3(42))	<input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 苦情に関する記録 2 再発防止のために講じた措置の記録	
	(3) その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じているか。また、障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (条例第48条第3項、省令第47条第3項)	<input type="checkbox"/> 適切に対応している <input type="checkbox"/> 適切に対応していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 関係書類控	

43 苦情解決	(4) 知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。 (条例第48条第4項、省令第47条第4項)	<input type="checkbox"/> 報告している <input type="checkbox"/> 報告していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 関係書類控	
	(5) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんのできる限り協力しているか。 (条例第48条第5項、省令第47条第5項)	<input type="checkbox"/> 協力している <input type="checkbox"/> 協力していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 関係書類控	
44 地域との連携等	(1) 運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。 (条例第49条第1項、省令第48条第1項)	<input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない	1 地域交流に関する記録、ちらし等 2 行事に関する記録	
45 事故発生時の対応	(1) 障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。(条例第50条第1項、省令第49条第1項)  ※ 障害児が安心して指定入所支援の提供を受けられるよう、施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。 ① 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。 ② 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。 ③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する研究会）が示されているので、参考にされたい。 (平24障発0330第13号第三の3(44))	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない	1 事故対応マニュアル 2 職員への周知に関する資料等 3 損害賠償保険加入証明書 4 重要事項説明書	
	(2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。 (条例第50条第2項、省令第49条第2項)	<input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 事故処置に関する記録 2 再発防止のために講じた措置に関する記録 3 関係機関への報告記録	

45 事故発生時の対応	<p>(3) 障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(条例第50条第3項、省令第49条第3項)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>1 事故処置に関する記録</p> <p>2 損害賠償に関する書類</p>	
46 会計の区分	<p>施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p> <p>(条例第51条、省令第50条)</p>	<input type="checkbox"/> 適切に区分している <input type="checkbox"/> 適切に区分していない	<p>1 会計に関する書類</p>	
47 記録の整備	<p>(1) 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>また、次の記録についてサービスを完結した日から5年間保存しているか。</p> <p>(条例第52条、省令第51条)</p> <p>① 入所支援計画</p> <p>② 提供した指定入所支援に係る必要な事項の記録</p> <p>③ 条例第33条の規定（保護者の不正行為等による受給）による知事への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	<input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない	<p>1 関係記録</p>	

第5 変更の届出等

主眼事項	着眼点 (根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 変更の届出等	<p>施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に知事に届け出ているか。(法第24条の13)</p> <p>※厚生労働省令で定めるところ (法施行規則第25条の22)</p> <p>① 施設の名称及び所在地</p> <p>② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)</p> <p>④ 医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類 (障害児入所医療を提供する場合に限る)</p> <p>⑤ 建物の構造概要及び平面図 (各室の用途を明示するものとする。) 並びに設備の概要</p> <p>⑥ 施設の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所</p> <p>⑦ 運営規程</p> <p>⑧ 当該申請に係る事業に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の請求に関する事項</p> <p>⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に届け出ている</p> <p><input type="checkbox"/>適正に届け出ている →<input type="checkbox"/>10日以内に届け出ている <input type="checkbox"/>届けていない</p> <p><input type="checkbox"/>届けていない 届け出ている内容</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	1 変更届 (控)	
2 指定の辞退	<p>施設は、その指定を辞退する場合は、3月以上の予告期間を設けているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>設けている</p> <p><input type="checkbox"/>設けていない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	1 辞退の届出等	

第6 入所給付費等の算定及び取扱い（基本事項等）

主眼事項	着眼点（根拠法令等）	自主点検結果	確認書類	確認結果
1 基本事項等 (共通事項)	(1) サービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第128号の別表「障害児通所給付費単位数」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (平24厚告123、平24厚告128) ※地域区分 岡山市：7級地、岡山市以外：その他	<input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない	1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票	
	(2) 端数処理は適正に行われているか。 ① 単位数算定の際の端数処理 加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五入し整数値にして計算する。(平24障発0330第16第二の1(1)①) 例：児童発達支援センター（利用定員21人以上30人以下） ・地方公共団体の設置する施設 $1,190 \text{ 単位} \times 965 / 1000 = 1,148.35 \rightarrow 1,148 \text{ 単位}$ ・定員超過による減算 $1,148 \text{ 単位} \times 0.70 = 803.6 \rightarrow 804 \text{ 単位}$ ※ $1,190 \times 965 / 1000 \times 0.70 = 803.845$ として四捨五入するのではない。 ② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、切り捨てる。(平24障発0330第16第二の1(1)②) 例：前記①の事例で、このサービスを月に22回提供した場合（定員を常に超過している場合、地域区分は2級地） ・ $804 \text{ 単位} \times 22 \text{ 回} = 17,688 \text{ 単位}$ ・ $17,688 \text{ 単位} \times 10.99 \text{ 円} / \text{単位} = 194,391.12 \text{ 円} \rightarrow 194,391 \text{ 円}$	<input type="checkbox"/> 適正に行われている <input type="checkbox"/> 適正に行われていない	1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票	
	(3) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援にかかる報酬を算定していないか（ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない）。また、同様に、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定していないか。(平24障発0330第16第二の1(2))	<input type="checkbox"/> 算定していない <input type="checkbox"/> 算定している →特別な事情  <input type="checkbox"/> 該当なし	1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票	
	(4) 定員規模別単価の取扱い基本報酬について、次のいずれかに該当する利用(入所)定員の規模に応じて適正に算定されているか。(平24障発0330第16第二の1(4))	<input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない	1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票	

<p>1 基本事項等 (共通事項)</p>	<p>① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定する。</p> <p>③ 多機能型事業所のうち、多機能型による従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定する。</p>	<p>多機能型事業所 →<input type="checkbox"/>該当 <input type="checkbox"/>非該当</p>	<p>記録票 2 運営規程 3 組織体制図 4 勤務計画表 5 勤務実績記録 6 タイムカード 7 賃金台帳</p>	
<p>2 定員超過利用減算 (70%)</p>	<p>(1) 定員超過に該当する場合の所定単位数（(一)又は(二)を確認）障害児の数が次のいずれかに該当する場合に、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。 (平24厚告123別表第1の1の注2、平24厚告271・一) ※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない。(平24障発0330第16第二の1(5))</p> <p>・障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い (一) 一日あたりの利用実績による定員超過利用減算の具体的取扱い ア 入所定員50人以下の場合 一日の障害児の数が利用定員×110/100を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。 イ 入所定員51人以上の場合 一日の障害児の数が(定員-50)×5/100+5を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員×開所日数×105/100を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(三) (一)、(二)における障害児の数の算定に当たっては、次の①又は②に該当する障害児を除くことができる。また、計算の過程において、小数点以下の端数が生ずる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。 ① 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合 ② 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> <p>1日当たりの利用実績超過 →<input type="checkbox"/>該当なし <input type="checkbox"/>該当あり →<input type="checkbox"/>減算対象 <input type="checkbox"/>減算対象外</p> <p>過去3月間の利用実績超過 →<input type="checkbox"/>該当なし <input type="checkbox"/>該当あり →<input type="checkbox"/>減算対象 <input type="checkbox"/>減算対象外</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 利用実績の確認できる帳簿書類等</p>	

<p>2 定員超過利用減算 (70%)</p>	<p>(六) 知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が継続する場合は、特別な理由がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>なお、事業所等は減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配慮すること。</p> <p>※減算の対象とはならない範囲で恒常的に定員超過利用をさせている場合は、その理由を確認するとともに、改善を指導すること。(入所支援については定員増の指導はしない。)</p>			
<p>3 入所支援計画等未作成減算(70%) (50%)</p>	<p>(1) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数 個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、所定単位数に100分の70(又は100分の50)を乗じて得た数を算定しているか。(平24厚告123別表第1の1の注2(2)、平24厚告271・四)</p> <p>(一)算定される単位数</p> <p>①減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70 ②減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50</p> <p>※①及び②当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)及び訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)を算定している場合)にあっては、当該加算を合算した単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。(平2430障発0330第465第二の1(7))</p> <p>例:保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)を算定している場合</p> <p>・(988単位+679単位)×70/100=1,166.9 →1,167単位</p> <p>(一) 個別支援計画未作成減算の具体的取扱い</p> <p>次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算する。</p> <p>① 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画が作成されていない。 ② 個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。</p> <p>(二) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に係る一連の業務の概要</p> <p>① アセスメント、支援内容の検討 ② 個別支援計画の原案の作成 ③ サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議の開催 ④ 個別支援計画の原案の内容について入所給付決定保護者及び障害児への説明、文書による同意、交付</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 個別支援計画</p>	



<p>3 入所支援計画等未作成減算（70%） （50%）</p>	<p>⑤ 個別支援計画の作成後のモニタリング ⑥ 個別支援計画の見直し、必要に応じて変更 ※ 個別支援計画の見直しについて 個別支援計画については、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。 (三) 知事は当該規定を遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別の事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p>			
<p>4 身体拘束廃止未実施減算</p>	<p>身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所の定単位数 1日につき5単位を所定単位数から減算する。なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。(平24厚告122別表第1の1の注5、平24厚告271・一) ①当該減算については、次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。 なお、都道府県知事は、次に掲げる項目のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 (一) 指定通所基準又は児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生省令第16号。以下「指定入所基準」という。)の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、事業所等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。 (二) 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合。 なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。 (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 (四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年1回以</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p>		

4 身体拘束廃止未実施減算	<p>上実施していない場合。</p> <p>② 令和5年3月31日までの間は、①の(二)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。</p>			
5 複数の減算事由に該当	<p>複数の減算事由に該当する場合の取扱い</p> <p>原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと。</p> <p>(平24障発0330第16第二の1(8))</p> <p>(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合 →所定単位数の100分の50の報酬を算定</p> <p>(例2) 定員超過減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合 →所定単位数の100分の70の報酬を算定</p> <p>なお、知事は複数の減算理由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならない。</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>		
6 届出に係る加算等の算定	<p>(1) 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ているか。(平24障発0330第16第一)</p> <p>ア 加算等が算定されなくなる場合</p> <p>加算等が算定されなくなった事実が発生した日(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないこと。</p> <p>イ 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)の算定の開始時期</p> <p>① 届出が毎月15日以前になされた場合→翌月から算定を開始</p> <p>② 届出が16日以降になされた場合 → 翌々月から算定を開始</p> <p>例外) 食事提供体制加算については、利用者の負担を軽減する意味合いを持つ加算であるので、届出のあった日より算定可能である。(H19.12.19 厚生労働省Q&amp;A Vol.2 問7)</p> <p>ウ 月の途中において、定員が増減した場合</p> <p>定員が増減した場合、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、新たな報酬単価を適用する。(岡山県の取扱い)</p>	<p><input type="checkbox"/>速やかに届け出ている</p> <p><input type="checkbox"/>速やかに届け出していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	1 届出状況の確認	

第7 福祉型障害児入所施設給付費等の算定及び取扱い

主眼事項	着眼点 (根拠法令等)	自主点検結果	確認書類	確認結果
<p>1 福祉型障害児入所施設給付費</p>	<p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費については、次のいずれかに該当する障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、所定単位数を算定しているか。 (平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1)</p> <p>イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>941</u> 単位</p> <p>(2) 入所定員が 10 人の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>823</u> 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,697</u> 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>941</u> 単位</p> <p>(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>654</u> 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,090 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>863</u> 単位</p> <p>(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 <u>823</u> 単位</p> <p>(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 <u>688</u> 単位</p> <p>(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 <u>614</u> 単位</p> <p>以下略</p> <p>ロ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 略</p> <p>ハ 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合 略</p> <p>ニ 主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合 略</p> <p>ホ 主として肢体不自由(法第 6 条の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 略</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 運営規程</p> <p>4 受給者証(写)</p>	
	<p>(2) 地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 1 の注 1)</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p>	

<p>2 職業指導員加算</p>	<p>職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (平24厚労告123別表第1の1の注4)</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が10人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 148単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 73単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 49単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位</p> <p>以下略</p> <p>ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>※職業指導員加算の取扱い(平24障発0330第16第三(1)③)</p> <p>職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を1名以上配置しているものとして知事に届け出た施設について加算することとしているが、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象児数が極端に少ないもの(児童指導員又は保育士の1人あたりの受持数に満たない場合)は加算できないものであること。</p>	<p><input type="checkbox"/>条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 従業員の勤務体制の確認できる書類等</p>	
<p>3 重度障害児支援加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合(イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、5の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。</p> <p>(平24厚労告123別表第1の1の注5)</p>	<p><input type="checkbox"/>条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 平面図</p> <p>4 現地確認</p>	

<p>3 重度障害児 支援加算</p>	<p>イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合(ロに該当する場合を除く。)【165 単位】</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね 35 以下と判定されたもの</p> <p>(一) 食事、洗面、排泄せつ、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</p> <p>(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね 50 以下と判定されたもの</p> <p>ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合【198 単位】</p> <p>(1) 6 歳未満である者</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設（法第 42 条第 2 号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後 3 年未満である者</p> <p>(3) 入所後 1 年未満である者</p> <p>ハ～ト 主として盲児又は肢体不自由児を入所させる施設の場合のため、略</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準（平 24 厚労告 269・十三）</p> <p>イ 入所給付費単位数表第 1 の 1 の注 5 の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号。以下「指定入所基準」という。）第 2 条第 1 号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>次の(1)から(7)までに掲げる基準（小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること 又は (8)に適合すること。</p> <p>(1)入所給付費単位数表第 1 の 1 の注 5 のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施</p>	<p>届出 →<input type="checkbox"/>あり 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p>		
-------------------------	---	---	--	--

<p>3 重度障害児 支援加算</p>	<p>設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第48条第1号、第2号及び第7号から第9号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。</p> <p>(2)加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、次の(一)及び(二)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(一)一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。</p> <p>(二)必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けることとし、一人用居室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。</p> <p>(3)便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。</p> <p>(4)重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。</p> <p>(5)重度障害児入所棟は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。</p> <p>(6)重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。</p> <p>(7)重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。</p> <p>(8)当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。</p> <p>※重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い（平24障発0330第16第三(1)④の2）</p> <p>次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。（1日につき11単位）</p> <p>(一)入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>(二)強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実</p>			
-------------------------	---	--	--	--

3 重度障害児 支援加算	<p>実践研修者」という。)を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(三) 実践研修者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修者又は行動援護従業者養成研修者が、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童に対して支援を行っていること。</p> <p>ア 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、看護を必要とする者</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者</p>			
4 重度重複障 害児加算	<p>注5イからトまで(→重度障害児支援加算)に該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する児童(以下「重複障害児」という。)である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき【111単位】を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、5の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。</p> <p>(平24厚労告123別表第1の1の注6)</p> <p>※重度重複障害児加算の取扱い(平24障発0330第16第三(1)⑤)</p> <p>重度重複障害児加算については、加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には、児童相談所長の意見を聴くこととされたい。また、重度重複障害児加算は、重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p>	<input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している <input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票	
5 強度行動障 害児特別支 援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準※1に適合するものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。)において、別に厚生労働大臣が定める基準※2に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する※3指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき【781単位】を所定単位数に加算しているか。</p> <p>さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、【700単位】を加算しているか。(平24厚労告123別表第1の1の注7)</p>	<input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している <input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 従業員の勤務体制の確認できる書類等 4 平面図	

<p>5 強度行動障害児特別支援加算</p>	<p>※1 厚生労働大臣が定める施設基準(平 24 厚労告 269・十四)</p> <p>次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下この号において同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。</p> <p>ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が四人以下の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二以上。</p> <p>(2) 加算対象児の数が五人以上の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。</p> <p>ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1人以上配置し、支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ニ 心理指導担当職員を一以上配置すること。</p> <p>ホ 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとする。</p> <p>ヘ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>※2 厚生労働大臣が定める基準(平 24 厚労告 270・十三)</p> <p>都道府県（政令指定都市にあつては政令指定都市とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市とする。以下同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると都道府県が認めた障害児</p>	<p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p>		
------------------------	---	---	--	--



5 強度行動障害児特別支援加算	行動障害の内容	1点	3点	5点			
	ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中			
	ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回			
	激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回			
	激しい器物損壊	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回			
	睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日			
	食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食			
	排泄に関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日			
	著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日			
	通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず			
	沈静化が困難なパニック			あり			
	他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり			
<p>※3 厚生労働大臣が定める基準（平24厚労告270・十二の二）  従業者であって強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが支援を行うこと。</p> <p>○強度行動障害児特別支援加算の取扱い（平24障発0330第16第三(1)⑥）  入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。  また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。  なお、特別処遇期間は1人につき、3年間で限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</p>							

5 強度行動障害児特別支援加算	同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。			
6 乳幼児加算	指定障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、幼児加算として、1日につき【78単位】を所定単位数に加算しているか。 (平24厚労告123別表第1の1の注8)	<input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし	1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票	
7 心理担当職員配置加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして知事に届け出た施設において指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、5の強度行動障害児特別加算が算定される場合は、加算しない。 (平24厚労告123別表第1の1の注9)</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が10人以下の場合 102単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位</p> <p>以下略</p> <p>ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十五)</p> <p>次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定入所基準第4条第1項に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を1以上配置していること。</p> <p>ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業したものであって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p> <p>ニ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。</p> <p>ホ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5人以上いること。</p>	<input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 従業員の勤務体制の確認できる書類等</p> <p>4 資格証明書等</p>	

7 心理担当職員配置加算	(2) 公認心理士を1人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(心理担当職員配置加算を算定している施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算しているか。			
8 看護師配置加算(I)	<p>指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(平24厚労告123別表第1の1の注11)</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が10人以下の場合 141単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位</p> <p>以下略</p> <p>ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 略</p>	<p>届出 →<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日 平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 従業員の勤務体制の確認できる書類等</p> <p>4 資格証明書等</p>	
8 看護職員配置加算(II)	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして都道府県に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>(平24厚労告123別表第1の1の注12)</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が10人以下の場合 145単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 96単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 58単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 41単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位</p> <p>以下略</p> <p>ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十五の2)</p> <p>①イ及びハを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準</p>	<p>届出 →<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日 平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 従業員の勤務体制の確認できる書類等</p> <p>4 資格証明書等</p>	

8 看護職員配置加算(Ⅱ)	<p>1の福祉型障害児入所施設給付費のイ、ハ又はニを算定する施設であって、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上であること。</p> <p>②ロ及びニを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準 略</p>			
9 児童指導員等加算	<p>(児童指導員等加算)</p> <p>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員※1(以下「理学療法士等」という。)、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者※2(以下「児童指導員等」という。)を1以上配置しているものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。(平24厚労告123別表第1の注13)</p> <p>イ 理学療法士等を算定する場合</p> <p>(1)主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1)入所定員が10人以下の場合 151単位</p> <p>(2)入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位</p> <p>(3)入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位</p> <p>(4)入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位</p> <p>(5)入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位</p> <p>以下略</p> <p>(2)主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>(3)主として盲児またはろうあ児に対し指定入所支援を行う場合 略</p> <p>(4)主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>ロ 児童指導員等を配置する場合</p> <p>(1)主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1)入所定員が10人以下の場合 112単位</p> <p>(2)入所定員が11人以上20人以下の場合 75単位</p> <p>(3)入所定員が21人以上30人以下の場合 45単位</p> <p>(4)入所定員が31人以上40人以下の場合 32単位</p> <p>(5)入所定員が41人以上50人以下の場合 25単位</p>	<p>届出 →<input type="checkbox"/>あり 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 従業員の勤務体制の確認できる書類等</p> <p>4 資格証明書等</p>	

<p>9 児童指導員 等加価加算</p>	<p>以下略  (2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略  (3) 主として盲児またはろうあ児に対し指定入所支援を行う場合 略  (4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略</p> <p>※1 厚生労働省が定める基準（平 24 厚労告 270・十三の 2）  イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの  ロ 厚生労働省組織規則（平 13 省令第 1 号）第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭 55 厚労告第 4 号）第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>※2 厚生労働省が定める基準（平 24 厚労告 270・十三の 3）  強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）別表第 5 に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p>													
<p>10 ソーシャル ワーカー配置 加算</p>	<p>障害児が施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業員に加え、社会福祉士又は 5 年以上障害福祉サービス、相談支援、児童通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者（以下「社会福祉士等」という。）を 1 以上配置しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児住所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  （平 24 厚労告 123 別表第 1 の注 14）</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 入所定員が 10 人以下の場合</td> <td>159 単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合</td> <td>79 単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合</td> <td>53 単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合</td> <td>40 単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合</td> <td>32 単位</td> </tr> </table> <p>以下略</p> <p>ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合 略</p>	(1) 入所定員が 10 人以下の場合	159 単位	(2) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	79 単位	(3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	53 単位	(4) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	40 単位	(5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	32 単位	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している  <input type="checkbox"/>適正に算定していない  <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票  2 届出状況の確認  3 従業員の勤務体制の確認できる書類等  4 資格証明書等</p>	
(1) 入所定員が 10 人以下の場合	159 単位													
(2) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	79 単位													
(3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	53 単位													
(4) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	40 単位													
(5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	32 単位													

	<p>ハ 主として盲児またはろうあ児に対し指定入所支援を行う場合 略</p> <p>ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 略</p>			
11 入院・外泊 時加算	<p>入院・外泊時において、基準を満たす場合には、1日につき次の単位を算定しているか。 (平24厚労告123別表第1の2)</p> <p>イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)</p> <p>(1) 入所定員が60人以下の場合 320単位</p> <p>(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位</p> <p>(3) 入所定員が91人以上の場合 252単位</p> <p>ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)</p> <p>(1) 入所定員が60人以下の場合 191単位</p> <p>(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 172単位</p> <p>(3) 入所定員が91人以上の場合 150単位</p> <p>※注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第15の1の注1に規定する共同生活援助及び介護給付費等単位数表第15の1の2注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p> <p>※注2 ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であつて、施設従業者(指定入所基準第四条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。4及び6において同じ。)(栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 入所支援計画</p> <p>3 入院・外泊の記録</p> <p>4 支援の記録</p>	

	<p>※入院・外泊時加算の取扱い（平24 障発 0330 第 16 第三(1)⑨）</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の2の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。</p> <p>(二) 入院にあつては指定福祉型障害児入所施設の従業者が、特段の事情（障害児の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く。）について、1日につき、所定単位を算定するものであること。</p> <p>(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事情により訪問できなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(四) 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあつては、当該障害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、入所給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能である。</p> <p>ただし、この場合に、入院・外泊時加算は算定できないこと。</p> <p>※平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&amp;A（H24.8.31 事務連絡）</p> <p>問54-3 入院・外泊時加算(I)(II)と入院時支援特別加算の算定関係はどのようになるのか。</p> <p>答 平成23年度までは、入院時の支援について、入院・外泊時加算、長期入院等支援加算、入院時支援特別加算の3つの加算があり、入院から3月の間、入院・外泊時加算と長期入院等支援加算がそれぞれ算定され、かつ長期入院等支援加算は入院時支援特別加算と選択により算定される仕組みとなっていたが、平成24年度改定において、報酬請求事務の簡素化を目的として、一定の整理を行ったところである。</p> <p>○ 具体的には、</p> <p>① 入院からはじめの8日間は入院・外泊時加算(I)を算定</p> <p>② ①から引き続き入院する場合には、82日間を限度として入院・外泊時加算(II)を算定</p> <p>③ ②からさらに引き続き入院をする場合には、入院時支援特別加算を算定する仕組みとした。</p>			
12 入院時特別支援加算	<p>指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票	

<p>12 入院時特別支援加算</p>	<p>を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">(平24厚労告123別表第1の4)</p> <p>イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに10の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)の日数の合計が4日未満の場合 <span style="float: right;">561単位</span></p> <p>ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 <span style="float: right;">1,122単位</span></p> <p>※入院時特別支援加算の取扱い、(平24障発0330第16第三(1)①)</p> <p>入所報酬告示第1の4の入院時特別支援加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。</p> <p>また、イが算定される場合にあっては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。</p> <p>※平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&amp;A (H24.8.31事務連絡) 問54-3 入院・外泊時加算(I)(II)と入院時支援特別加算の算定関係(10に掲載)参照のこと</p>		<p>2 個別支援計画 3 入院・外泊の記録 4 支援の記録</p>	
<p>13 自活訓練加算</p>	<p>次に掲げる基準に適合する場合、所定単位数を加算しているか。(平24厚労告123別表第1の3)</p> <p>イ 自活訓練加算(I) 337単位 (建物敷地内)</p> <p>ロ 自活訓練加算(II) 448単位 (建物敷地外)</p> <p>注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が認めた障害児に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準(※1)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準(※2)に適合する自活に必要な訓練(以下「自活訓練」という。)を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。</p> <p>注2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。</p> <p>注3 同一の障害児について、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所中1回を限度として加算する。</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない 届出 →<input type="checkbox"/>あり (I・II) 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし  <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 平面図 4 現地確認等 5 自活訓練計画 6 同意書(同意が客観的に確認できるもの等) 7 訓練記録等 8 過去2年間の実績</p>	



<p>13 自活訓練加算</p>	<p>※1 厚生労働大臣が定める施設基準（平24厚労告269・十六）  次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ 原則として、主として指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に、自活訓練（入所給付費単位数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下この号において同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。  ロ 自活訓練加算の対象となる障害児の居室が、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 原則として個室とすること。  (2) 通常の家生活に必要な設備を設けること。</p> <p>※2 厚生労働大臣が定める基準（平24厚労告270・十四）  次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合  イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の6月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。  ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。  ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）及び加算対象児に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。  ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。  ホ 加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。  ヘ 加算対象児の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。  ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）にあつては、過去2年間に於いて自活訓練を受けた障害児のうち、1人以上が退所していること。</p> <p>※自活訓練加算の取扱い（平24障発0330第16第三(1)⑩）  障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別指導</p>			
------------------	--	--	--	--

<p>13 自活訓練加算</p>	<p>を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(一)個人生活指導、(二)社会生活指導、(三)職場生活指導、(四)余暇の利用指導について居宅生活移行計画を作成し、自活訓練に当たること。</p> <p>また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、個別訓練を行うことによっては地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。</p> <p>本加算は、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定することができることから、長期間集中的に自活訓練を行うほか、短期間で障害児の自活訓練の効果等を見つつ実施期間を分散して行うなど、柔軟に自活訓練を行うことができる。</p> <p>(例)・高等学校3年生の時に、卒業を見据えて180日間集中的に自活訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等の卒業後の自立を目指して、段階的に自活訓練を行い、退所後を想定した生活に慣れていくために、高校1年生のときに60日、2年生のときに90日及び3年生のときに120日行う。</li> </ul> <p>なお、18歳以降に入所の延長を行ったときも本加算の算定は可能だが、その場合360日から、18歳までに当該指定福祉型障害児入所施設において算定した日数を減じて算定した日数が算定の上限となる。</p> <p>この事業の実施に当たっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。</p> <p>また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるよう配慮したものであり、その様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。</p>			
<p>14 福祉専門職員配置等加算</p>	<p>イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位  ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 7単位  ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 4単位 (平24厚労告123別表第1の5)</p> <p>注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/>条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 資格証明書</p> <p>4 労働者名簿</p> <p>5 加算要件に関する割</p>	

<p>14 福祉専門職員配置等加算</p>	<p>注2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 指定入所基準第 4 条の規定により置くべき児童指導員又は保育士(2)において「児童指導員等」として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が 100 分の 75 以上であること。</p> <p>(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>届出 →<input type="checkbox"/>あり (Ⅰ・Ⅱ) 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p>	<p>合が確認できる帳簿書類等</p>	
<p>14 地域移行加算</p>	<p>入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算しているか。また、当該障害児の退所後 30 日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。【500単位】</p> <p>ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。</p> <p>(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 6)</p> <p>※地域移行加算の取扱い (平 24 障発 0330 第 16 第三(1)⑬)</p> <p>(一) 退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活(18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。)に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後 30 日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであるこ</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 訪問記録等</p>	

<p>14 地域移行加算</p>	<p>と。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助</p> <p>ウ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助</p> <p>エ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>オ 退所する障害児の介護等に関する相談援助</p> <p>(六) 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p>			
<p>15 栄養士配置加算</p>	<p>次のイ又はロの掲げる基準に適合するものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 (平24厚労告123別表第1の7)</p> <p>イ 栄養士配置加算(I)</p> <p>次の(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(一) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(二) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(1) 入所定員が40人以下の場合 27単位</p> <p>(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位</p> <p>以下略</p> <p>ロ 栄養士配置加算(II)</p> <p>次の(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。</p> <p>(一) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり (I・II)</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 従業員の勤務体制の確認できる書類等</p> <p>4 資格証明書</p>	

15 栄養士配置加算	<p>(二) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(1) 入所定員が 40 人以下の場合 15 単位</p> <p>(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 12 単位</p> <p>以下略</p>			
16 栄養マネジメント加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。【12 単位】</p> <p>(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 8)</p> <p>イ 常勤の管理栄養士を 1 名以上配置していること。</p> <p>ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>※栄養マネジメント加算の取扱い (平 24 障発 0330 第 16 第三(1)⑤)</p> <p>(一) 栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害児の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施 (以下「栄養ケア・マネジメント」という。) を評価しているところである。</p> <p>(二) 栄養ケア・マネジメントとは、障害児ごとに行われる入所支援計画の一環として行われることに留意すること。</p> <p>また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として障害児全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>(三) 施設に常勤の管理栄養士を 1 名以上配置して行うものであること。</p> <p>なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。</p> <p>(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。</p> <p>(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ア 障害児ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること (以下「栄養スクリーニング」という。)</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 従業員の勤務体制の確認できる書類等</p> <p>4 資格証明書</p> <p>5 栄養ケア計画</p> <p>6 栄養スクリーニング</p> <p>7 栄養モニタリング</p> <p>8 栄養状態の記録</p> <p>9 同意書 (同意が客観的に確認できるもの等)</p>	

<p>16 栄養マネジメント加算</p>	<p>イ 栄養スクリーニングを踏まえ、障害児ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、児童発達支援管理責任者その他の職種の者が共同して、障害児ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる障害児の家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定福祉型障害児入所施設においては、栄養ケア計画に相当する内容を入所支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、障害児ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>カ 障害児ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。</p> <p>キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第15条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>(六) 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p>			
----------------------	---	--	--	--

<p>17 小規模グループケア加算</p>	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準(※1)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。 【240単位】 (平24厚労告123別表第1の9)</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十七) 次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1以上配置すること。 ロ 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。 ハ 保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が加算の対象となる障害児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。 ニ 加算の対象となる障害児の居室は、障害児一人当たりの床面積を4.95平方メートル以上とすること。 ホ 小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人までとすること。ただし、ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を10人とすることができるものとする。 ヘ 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画(指定入所基準第三条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。</p> <p>(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準(※2)に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物(当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であつて当該建物に対する支援機能を有するもの(以下この(2)において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。)において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合(小規模グループケア加算が算定されている場合に限る。)に、更に当該障害児1人につき308単位を所定単位数に加算しているか。 (平24厚労告123別表第1</p>	<p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 平面図 4 現地確認等 5 従業員の勤務体制の確認できる書類等 6 入所支援計画 7 支出の記録</p>	
-----------------------	--	--	---	--

<p>17 小規模グループケア加算</p>	<p>の9)</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準(平 24 厚労告 269・十七の2)</p> <p>次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア（以下「サテライト型小規模グループケア」という。）の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を2以上配置すること。</p> <p>ロ 設備については、サテライト型小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。</p> <p>ハ サテライト型小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から6人までとすること。</p> <p>ニ サテライト型小規模グループケアの提供に当たっては、本体施設と密接な連携が確保できる範囲内にある建物において行うこと。</p> <p>ホ ※1のハ、ニ及びヒに掲げる基準に該当すること。</p> <p>※2 小規模グループケア加算の取扱い（平 24 障発 0330 第 16 第三(1)㉔）</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の9の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うものである。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>(二) 地域の中で、できる限り良好な家庭的環境での養育体制の充実を図るため、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）場合に、サテライト型小規模グループケアとして更に評価するものとする。</p>			
<p>18 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他の加算は算定できない。</p> <p>(平 24 厚労告 123 別表第 1 の 10)</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I）</p> <p>1から17までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数</p>	<p><input type="checkbox"/>条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>条件を満たしていないなど適正に算定していない</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 福祉・介護職員処遇改善計画</p> <p>4 就業規則・給与規程・</p>	



<p>18 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から17までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から17までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準(平 24 厚労告 270・十五→二を準用)</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 指定福祉型障害児入所施設において①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>④ 指定福祉型障害児入所施設において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 指定福祉型障害児入所施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇級する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p>	<p>届出 →<input type="checkbox"/>あり 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>労働保険に加入していることが確認できる書類等</p>	
-------------------------	---	---	-------------------------------	--

<p>18 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イの①から⑥まで、⑦の（一）から（四）まで及び⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イの①から⑥まで及び⑧に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>    a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>    b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（二）次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>    a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>    b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>※ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い （平24障発0330第16第三の(1)⑩→第二の2(1)⑥を準用） 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月25日付け障発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。</p>			
<p>19 福祉・介護職員処遇改善特別加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を加算しているか。ただし、福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定できない。</p> <p>（平24厚労告123別表第1の11）</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準（平24厚労告270・十六→三を準用） イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）</p>	<p><input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり</p>	<p>1 入所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 福祉・介護職員処遇改善計画書</p> <p>4 就業規則・給与規程・</p>	

<p>19 福祉・介護 職員処遇改善 特別加算</p>	<p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理士を含む。）、児童発達支援管理責任者として従事するものをいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有するもの、心理指導担当職員（公認心理士を含む。）、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定改善加算の見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二) 当該事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上になること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>②事業所等において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての障害福祉人材に周知し、県知事に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員専く低所宮改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営等</p>	<p>適用開始年月日 平成 年 月 日 □なし</p>	<p>労働保険に加入していることが確認できる書類等</p>
-------------------------------------	---	-------------------------------------	-------------------------------

<p>19 福祉・介護 職員処遇改善 特別加算</p>	<p>の悪化により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について県知事に届け出ること。</p> <p>④事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。</p> <p>⑤児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>⑥児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑦②の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額をすべての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>⑧⑦の処遇改善の内容等について、インターネット等の利用その他適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>			
-------------------------------------	---	--	--	--